

医事委員会規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という。）専門委員会規程第8条の規定に基づき医事委員会に関する所管事項について定める。

第2条（委員の選出基準）

委員長は理事会で推挙した者を会長が委嘱する。

2 副委員長は1名以上2名以内とし、理事及びこの委員会の目的達成のため必要な人材を委員長より推薦し、理事会の議を経て選出する。

3 委員はこの委員会の目的達成のため必要な人材を若干名、委員長より推薦し、理事会の議を経て選出する。

4 委員会の委員は、日本国の医師免許を有し、かつ原則として、公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクターの資格を有する者であること。

第3条（委員の定数）

委員会の定数は、委員長、副委員長を含め、委員会の目的達成のために必要な人数とする。

第4条（委員の兼務制限）

委員長、副委員長及び委員は、原則として他の委員会との兼務をしてはならない。

第5条（委員の任期）

委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第6条（委員会の開催）

委員会は、原則として毎年1回以上開催する。委員会の招集は委員長が行う。

第7条（委員会の業務）

医事委員会は理事会の議決に基づき、次の各号の処理にあたる。

- (1) スポーツ医学の指導、普及に関する事項
- (2) 健康管理、治療、リハビリテーション、健康相談に関する事項
- (3) アンチ・ドーピング並びにドーピング検査に関する事項
- (4) スポーツドクター研修会の企画・運営に関する事項
- (5) スポーツドクターとトレーナーの連携と研究に関する事項
- (6) その他、スポーツ医学に関する事項

2 上記業務の遂行のため、専門的に活動・研究するための部会を必要に応じて設置することができる。その場合、理事会の議を経て定めるものとする。

第8条（委員会の義務）

委員会の活動状況は、必ず理事会に書面により、報告しなければならない。委員会は、理事会により

付託された事項を超えて活動することはできない。

2 委員長は、委員に委員会の議事録を作成させ委員会において保管するとともに委員が改選されたときは次期委員に引き継がなければならない。

第9条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 12 日より施行する。

改訂履歴

平成 26 年 8 月 27 日一部改正